

長岡市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年10月4日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

地方創生推進部 秘書課

財務部 資産税課

寺泊支所

2 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成30年9月4日から9月13日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
秘書課	適正に処理されてきました。
資産税課	適正に処理されてきました。
寺泊支所 地域振興課	適正に処理されてきました。
寺泊支所 市民生活課	適正に処理されてきました。
寺泊支所 産業建設課	適正に処理されてきました。
寺泊支所 大河津分水路改修事業対策室	適正に処理されてきました。